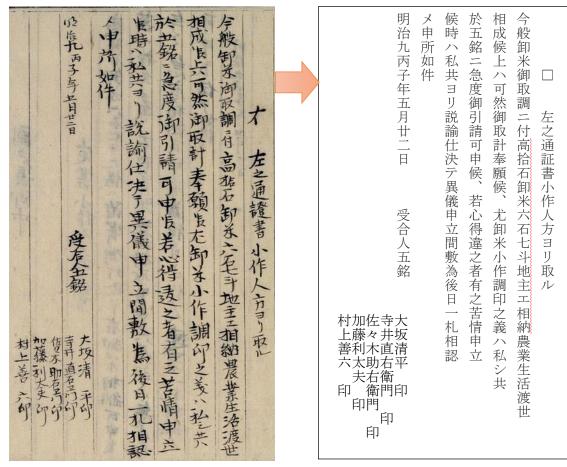
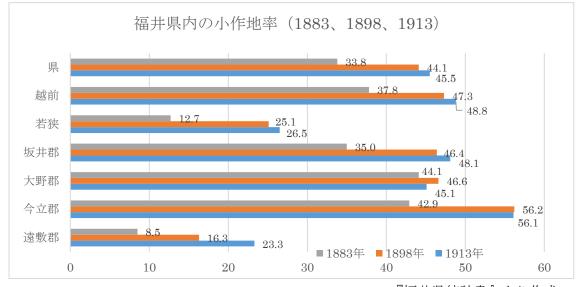
小作料の規定



1876年(明治9)「(地租改正ニ付二日市村方規則書写、二日市村小作米為取替証書写)」 加藤竹雄家文書(当館蔵)デジタルアーカイブへ



『福井県統計書』より作成

解説

明治十四年の政変により、大隈重信の後をうけて松方正義が大蔵卿に就任しました。松方は長年の懸案であった通貨安定と財政整理を実現するため、1881 年(明治 14)9 月より本格化していた紙幣整理政策を継承し、1882 年(明治 15)には日本銀行を設置しました。この紙幣整理は、1885 年(明治 18)5 月の兌換銀行券条例による兌換制度の実施により終了しています。しかし、この政策は「松方デフレ」と呼ばれる激しいデフレーションを引き起こすとともに、軍備拡張策などのための増税をともなったため、農民の生活は極度の困窮に陥りました。その結果、地主の土地集積が進展し、多くの農民が自作農から小作農に転落しました。

福井とのかかわり

福井県においても 1880 年 (明治 13) 後半には 1 俵 4 円 80 銭前後にまで高騰した米価は、1881 年 (明治 14) に入ると下落しはじめ、1884 年 (明治 17) 初頭には 1 円 50 銭前後と高騰期の 3 分の 1 にまで暴落しました。これに対して国税の地租や地方税の地租は微増傾向を示していたので、1880 年と比較した場合、国税・地方税などが実質的に 3 倍以上の増税になることを意味し、農民へ大きな打撃をあたえました。

国や県も農家救済の施策を行いましたが効果は上がらず、1883年(明治 16)に小作地率 33.8%であったのが 1889年(明治 22)には 40.5%になっています。その後の $91\sim97$ 年の 7年平均の小作地および小作地率が 41.9%であることから、福井県においては 1880年代中頃 ~90 年代初頭にかけて、地主的土地所有がほぼ確立したといえます。

資料の注目ポイント

資料(上)は、1876年(明治9)に吉田郡二日市村の地主と小作人の間で取り交わされた小作料についての規定です。小作人は卸米10石のうち6石7斗を地主に納めることが義務付けられています。

資料(下)は、明治中期から大正初期の福井県内の小作地率の変化です。地域別にみると今立郡など丹南三郡の小作地率が高いことがわかります。1920年代後半にはこの地域を中心に小作争議が発生することになります。

福井県文書館 学校向けアーカイブズガイド

開国と近代日本の歩み 日清・日露戦争と近代産業

関連資料

名称	概要	備考
「(地租改正二付二日市村方規則書	加藤竹雄家文書(当館蔵)	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。
写、二日市村小作米為取替証書写)」	A0052-00074	https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-305797-1-p1
小作地率の変化(グラフ)	1883年(明治16)、1898年(明治31)、	
	1913年(大正2)での福井県内各地の	
	小作地率を表わしたグラフ。『福井県統	
	計書』より作成	図説福井県史 近代 11 米と地主 掲載
反収の変化(グラフ)	1881 年(明治 14)から 1940 年(昭和	https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/07/zusetsu/zusetsuframe.html
	15) までの、県平均、遠敷郡、坂井郡	
	の反収の変化を表わしたグラフ。『福井	
	県統計書』より作成	

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『図説福井県史』 近代 11 米と地主
- ·『日本史(AB共通) 教授資料 研究編』山川出版社